

第 1 1 参考資料

1 一宮市の警報・注意報発表基準

令和8年5月28日現在
発表官署 名古屋地方気象台

一宮市	府県予報区	愛知県	
	一次細分区域	西部	
	市町村等をまとめた地域	尾張西部	
特別警報	レベル5大雨	表面雨量指数基準	別紙1ー1のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙1ー2のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル5土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2ー1の基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル5高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位	別紙4のレベル5高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合
	暴風	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合	
	波浪		
危険警報	レベル4大雨	表面雨量指数基準	別紙1ー3の対象格子において別紙1ー1のレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙1ー4の対象河川の格子において別紙1ー2のレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル4土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2ー2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合(おおむね2時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表)
	レベル4高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位	別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合(基準値に到達することが予想される場合に、おおむね6時間前までに発表)
警報	レベル3大雨	表面雨量指数基準	別紙1ー1のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙1ー2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		複合基準*1	別紙1ー2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル3土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2ー2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合(おおむね3〜6時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表)
	レベル3高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位	別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合(基準値に到達することが予想される場合に、おおむね12時間前までに発表)
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
注意報	レベル2大雨	表面雨量指数基準	別紙1ー1のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙1ー2のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
		複合基準*1	別紙1ー2のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル2土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2ー3のレベル2土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル2高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位	別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合(基準値に到達することが予想される場合に、おおむね18時間前までに発表)
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度30%で、実効湿度60%	
	なだれ		
	低温	冬期:最低気温-4℃以下	
	霜	晩霜期に最低気温3℃以下	
	着水・着雪	著しい着水(着雪)が予想される場合	
レベル5氾濫特別警報・レベル4氾濫危険警報・レベル3氾濫警報・レベル2氾濫注意報の発表対象となる河川予報区のうち、一宮市に關係する河川予報区名及び基準観測所名		別紙3	

*1 表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。
(気象庁ウェブサイトから抜粋)

2 火災警報発表基準

火災警報は、火災予防上市長が危険であると認め、かつ、気象の状況が次の各号のいずれかに該当するときに発令する。

- (1) 実効湿度が60%以下で、湿度が30%以下であるとき。
- (2) 実効湿度が65%以下で、湿度が35%以下であって、かつ、平均風速10m/s以上12m/s未満の風が1時間以上続いたとき、又は続くと予想されるとき。
- (3) 実効湿度が70%未満で、湿度が50%未満であって、かつ、平均風速12m/s以上の風が1時間以上続いたとき、又は続くと予想されるとき。

平均風速とは、10分間平均風速とする。
発令した火災警報は、火災予防上市長がその必要がないと認めたときに解除する。

(一宮市火災予防条例施行規則から抜粋)

3 気象庁震度階級関連解説表

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。		
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

（気象庁ウェブサイトから一部抜粋）

4 災害対策基本法における市（市長）の責務及び権限 （災害発生時又はその恐れのあるときの対応項目）

【責務】

- 1 災害に関する情報の収集及び伝達（第 51 条）
- 2 災害の状況及び対応措置の概要報告（第 53 条）：市→県
〔報告事項〕
 - ① 災害の原因
 - ② 災害が発生した日時
 - ③ 災害が発生した場所又は地域
 - ④ 被害の程度
 - ⑤ 災害に対しとられた措置
- 3 災害に関する予報・警報又は通知に係る事項の伝達（第 56 条）：市→住民
- 4 消防機関や水防団に対する出動準備・命令（第 58 条）
- 5 災害の発生防御・拡大防止に必要な応急措置の実施（第 62 条）
- 6 他の市町村長からの応援要求に応える業務（第 67 条）

【権限】

- 1 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置（第 23 条の 2）
- 2 指定地方行政機関や指定公共機関に対する職員派遣の要請（第 29 条第 2 項）
- 3 電気通信設備の優先利用、警察・消防無線等の使用（第 57 条）
放送事業者等に対する災害に関する放送の要求（ 〃 ）
- 4 災害を拡大するおそれのある設備・物件の除去、保安その他必要な措置の指示（第 59 条）
- 5 避難のための立ち退きの指示（第 60 条）
- 6 警戒区域の設定による立入の制限・禁止・退去命令（第 63 条）
- 7 市域内の土地、建物等の一時使用・収用（第 64 条①）
- 8 応急措置の実施の支障となる工作物等の除去（第 64 条②）
- 9 住民等に対する応急措置業務への従事命令（第 65 条）
- 10 他の市町村長等に対する応援の要求（第 67 条）
- 11 県知事等に対する応援の要求又は応急対策実施の要請（第 68 条）
- 12 県知事に対する自衛隊派遣の要請の要求（第 68 条の 2 ①）
- 13 防衛大臣に対する災害状況の通知（第 68 条の 2 ②） ※自衛隊の自主派遣

5 被害認定基準

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。 具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。 具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。 具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

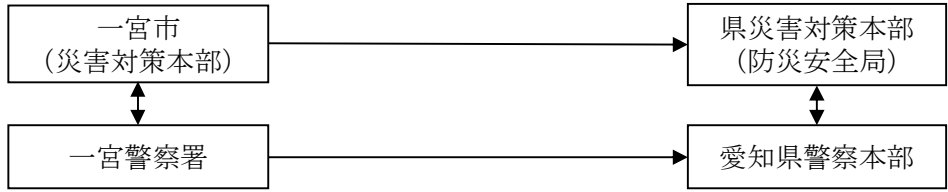
(注)

- 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

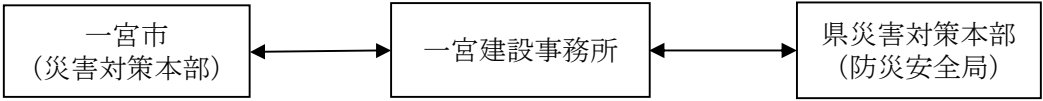
令和3年6月24日付け府政防670号（内閣府政策統括官（防災担当）
「災害の被害認定基準について」より抜粋

6 被害情報の伝達要領

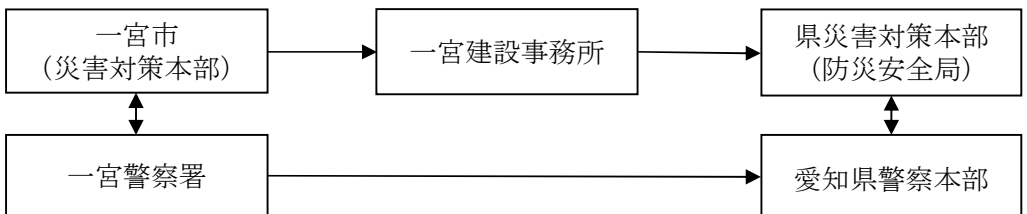
1 人、住家被害等

伝達を要する場合	次に掲げる事項の一に該当したとき。 ・一宮市災害対策本部を設置したとき。 ・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 ・災害及びそれが及ぼす社会的影響の状況等からみて、報告の必要性があると認められるとき。
伝達系統	 <pre> graph LR A[一宮市 (災害対策本部)] <--> B[一宮警察署] A --> C[県災害対策本部 (防災安全局)] B --> D[愛知県警察本部] C <--> D </pre> (注) 県災害対策本部が設置されていない場合の報告先は、防災安全局とする。

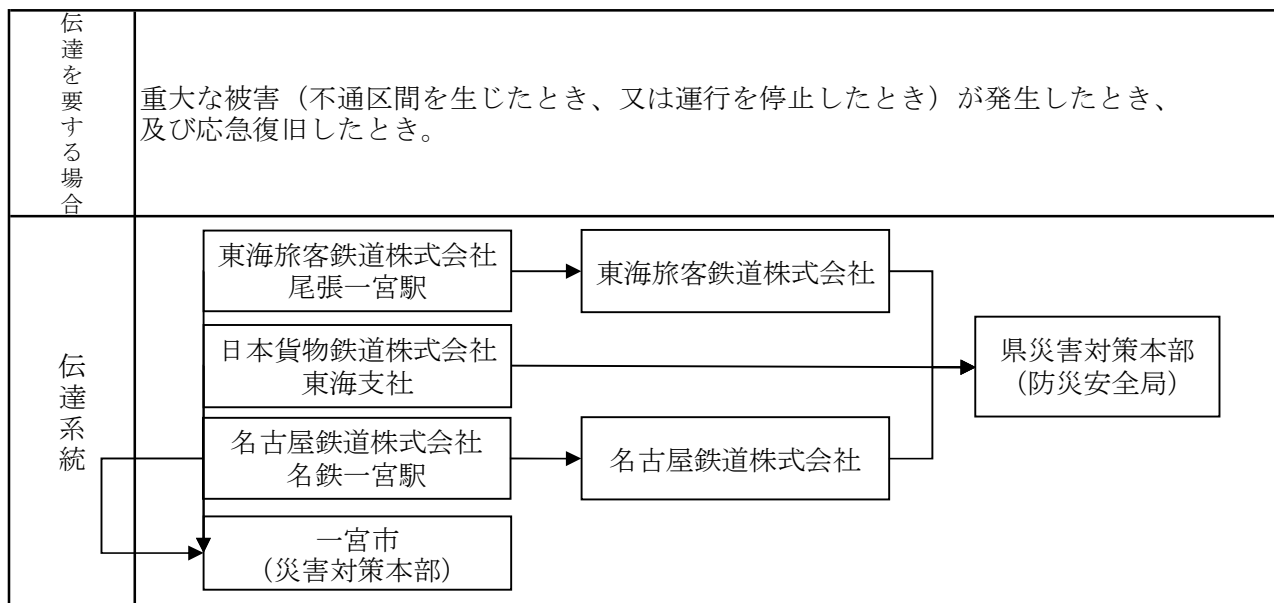
2 河川被害

伝達を要する場合	一宮市災害対策本部を設置した場合で、重大な被害（河川管理施設の損壊、河川の堤防が決壊又は水があふれた（溢水）とき等）が発生したとき、及び応急復旧したとき。
伝達系統	・準用河川等について  <pre> graph LR A[一宮市 (災害対策本部)] <--> B[一宮建設事務所] B <--> C[県災害対策本部 (防災安全局)] </pre>

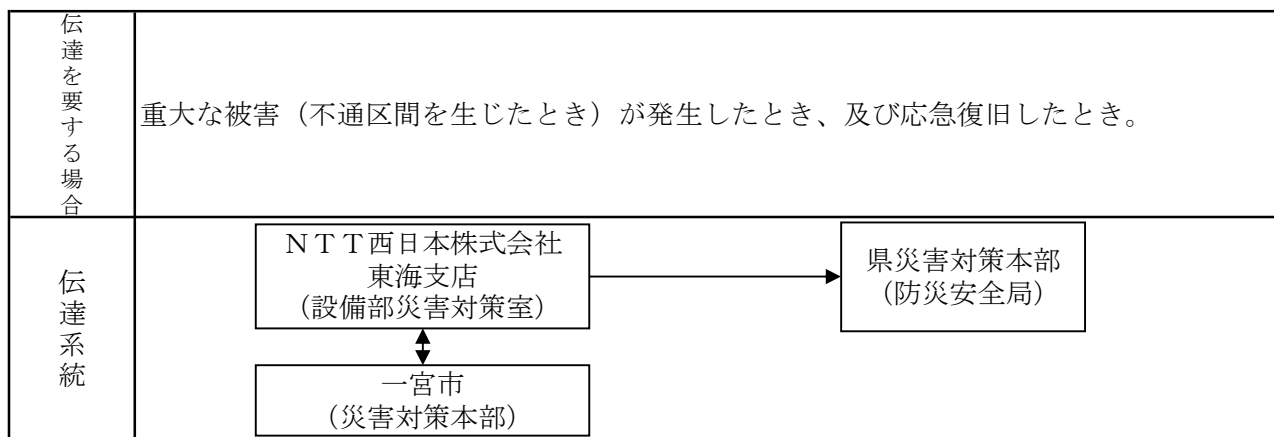
3 道路施設被害

伝達を要する場合	次に掲げる事項の一に該当したとき。 ・一宮市災害対策本部を設置したとき。 ・事前通行規制区間外の通行規制及び事後通行規制を生じたとき。 ・重大な災害等が発生したとき。 ・事前通行規制を生じたとき。 ・応急復旧したとき。 ・通行規制を解除したとき。
伝達系統	・市道について  <pre> graph LR A[一宮市 (災害対策本部)] <--> B[一宮警察署] A --> C[一宮建設事務所] C --> D[県災害対策本部 (防災安全局)] B --> E[愛知県警察本部] D <--> E </pre>

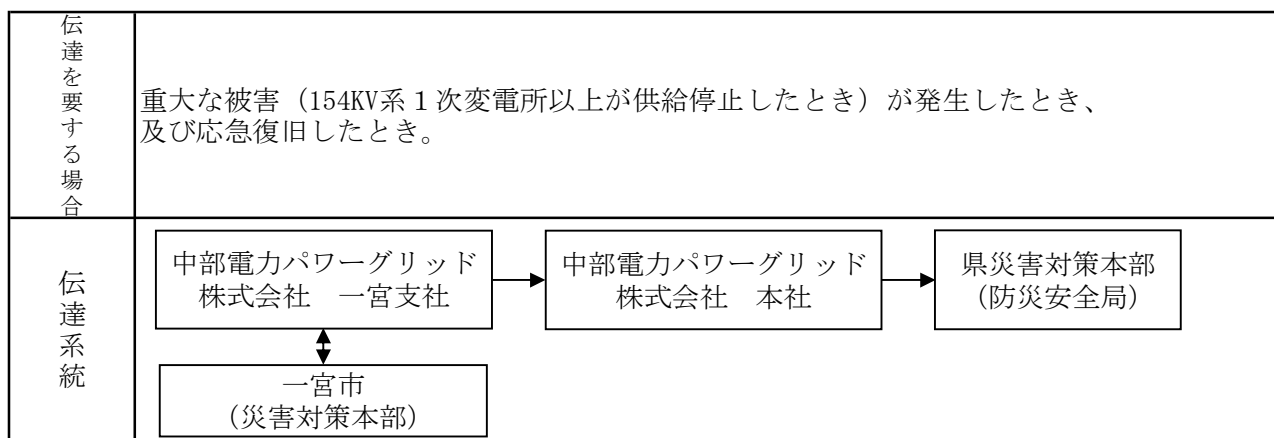
4 鉄道施設被害



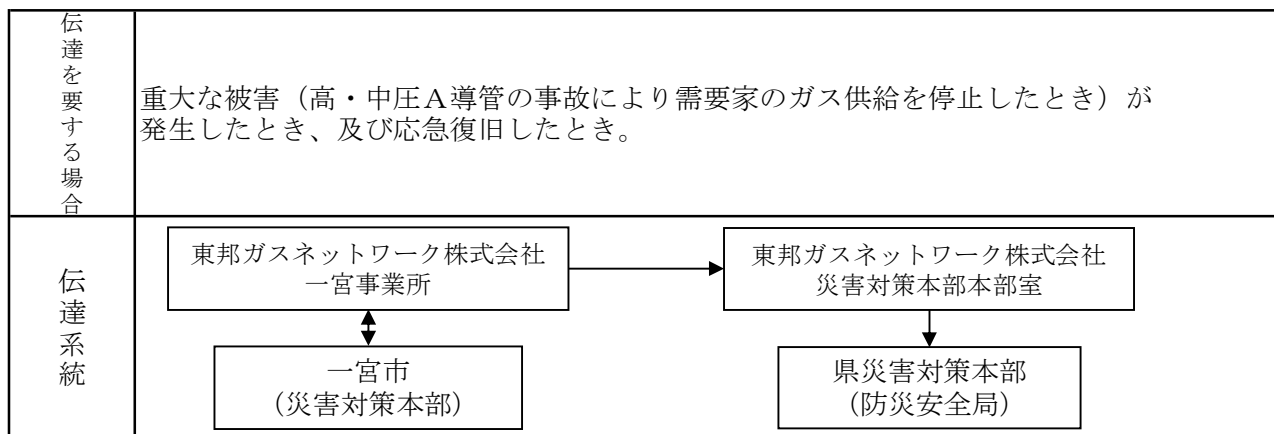
5 電信電話施設被害



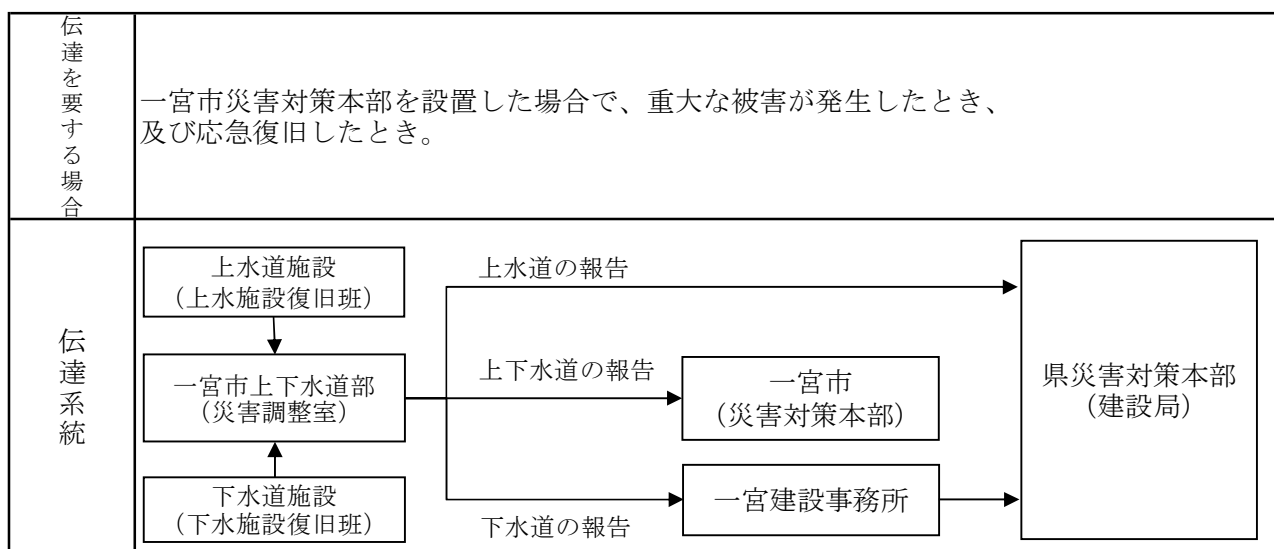
6 電力施設被害



7 ガス施設被害



8 上下水道施設被害



※市は、前記の報告の他、災害発生に伴い、消防機関への119番通報が殺到した場合、火災・災害等即報要領にもとづき、国（消防庁）及び県に報告する。

7 自衛隊災害派遣活動範囲

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の 捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の 啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護 及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の 緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水 及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。
物資の無償貸付 又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の 保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

（「防衛省防災業務計画」から一部抜粋し作成）

8 自衛隊ヘリコプターによる災害派遣受入れ準備

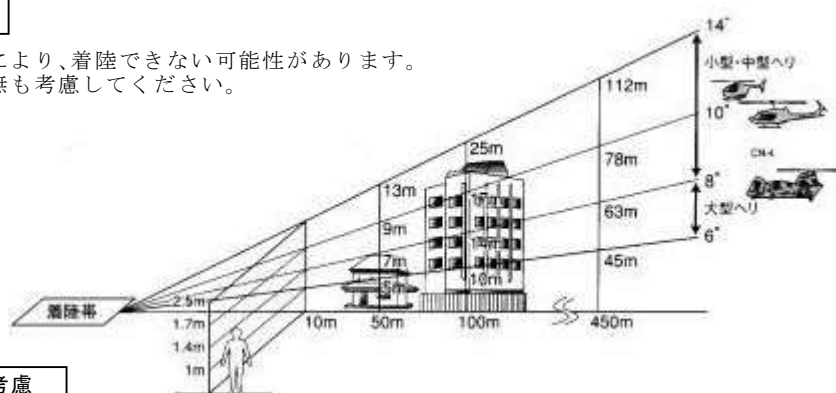
1 事前の準備

- (1) ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。
- (2) ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺 1 万分の 1 程度のもの）を提供する。
- (3) 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
- (4) 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

着陸帯設定時における留意事項

●ヘリの進入角の目安

※進入角を遮る建物等により、着陸できない可能性があります。
特に、送電線等の有無も考慮してください。

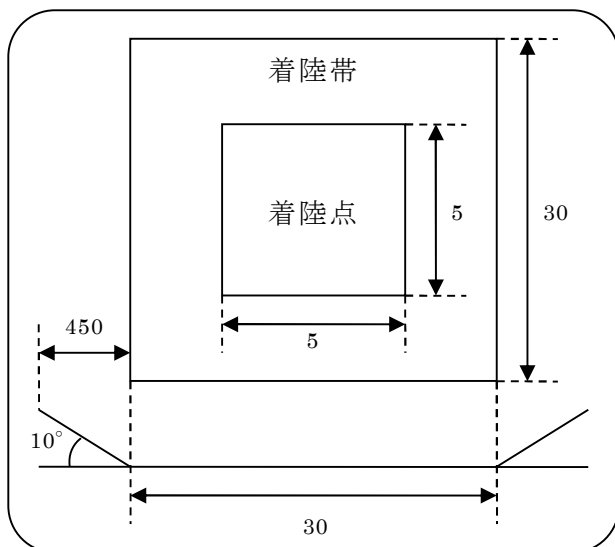


●ダウンウォッシュの考慮

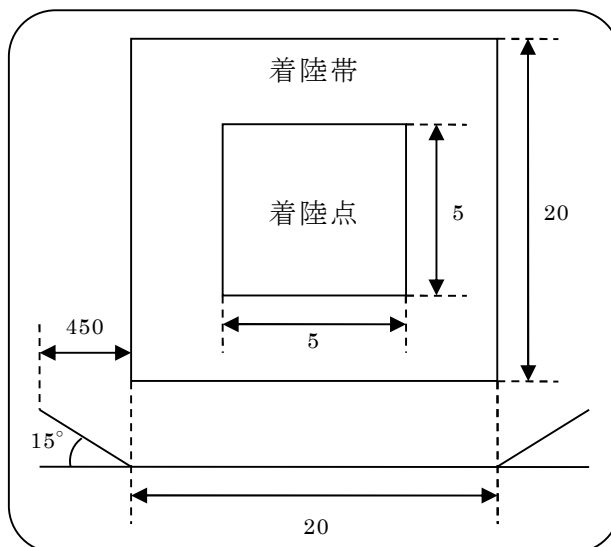
※着陸帯等の諸元は、離着陸のための必要最小限の数値であり、この他、ヘリの離発着時におけるダウンウォッシュ（吹き下ろし流）に注意する必要があります。

- ① 着陸帯の状況：砂塵・小石の巻き上げ
- ② 着陸帯の周辺の状況（離発着経路を含む。）：風により飛散・破壊する物の有無

(a-1) 小型機 (OH-6) の場合《標準》

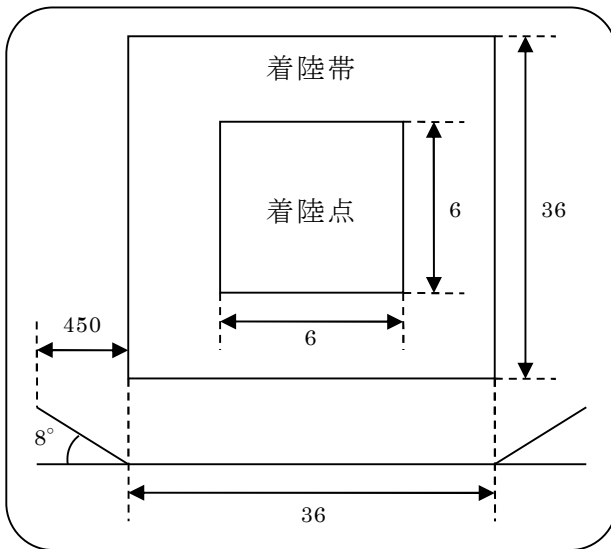


(a-2) 小型機 (OH-6) の場合《応急》

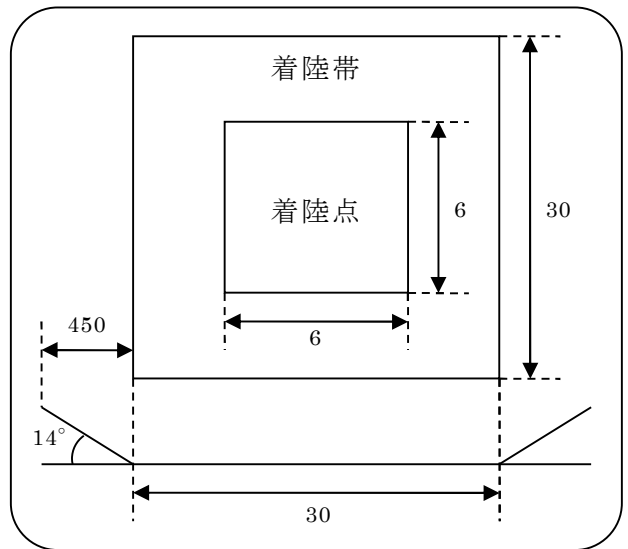


(単位：m)

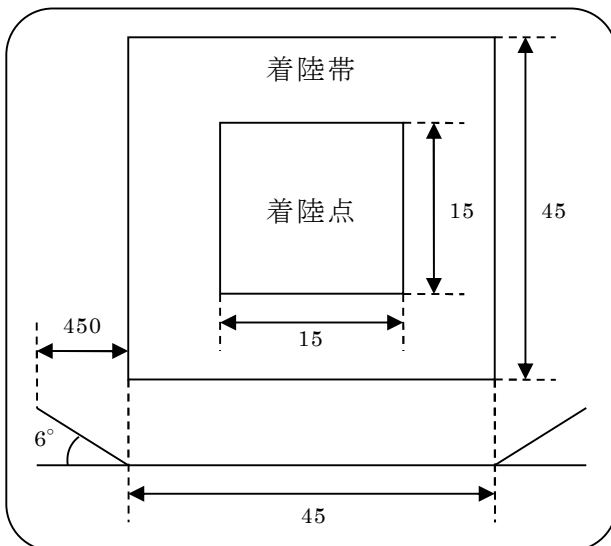
(b-1) 中小型機 (UH-1) の場合《標準》



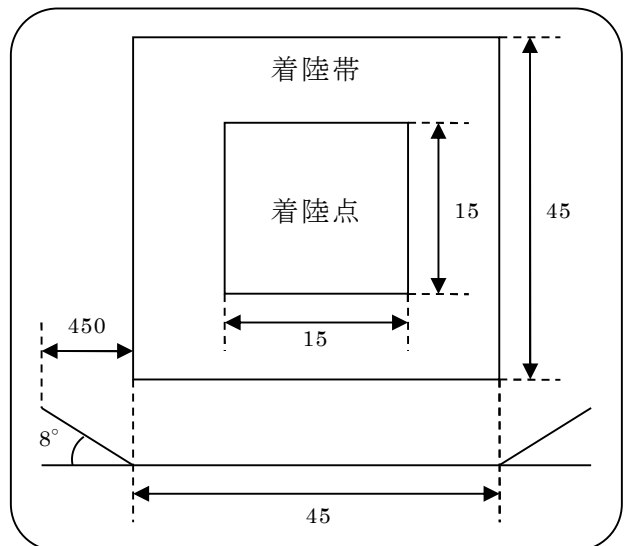
(b-2) 中小型機 (UH-1) の場合《応急》



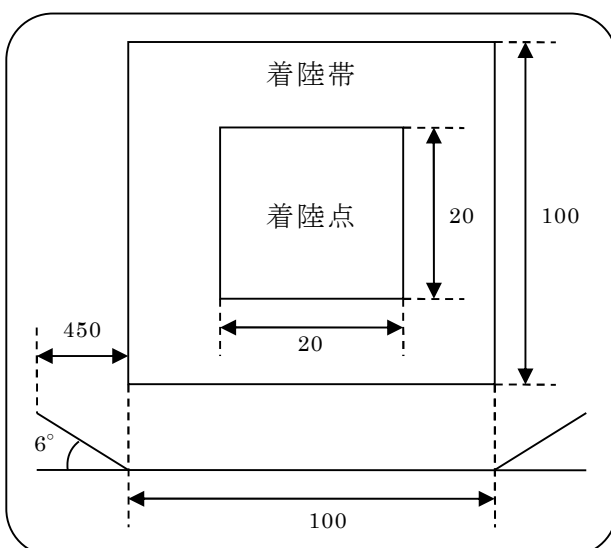
(c-1) 大型機 (UH-60J) の場合《標準》



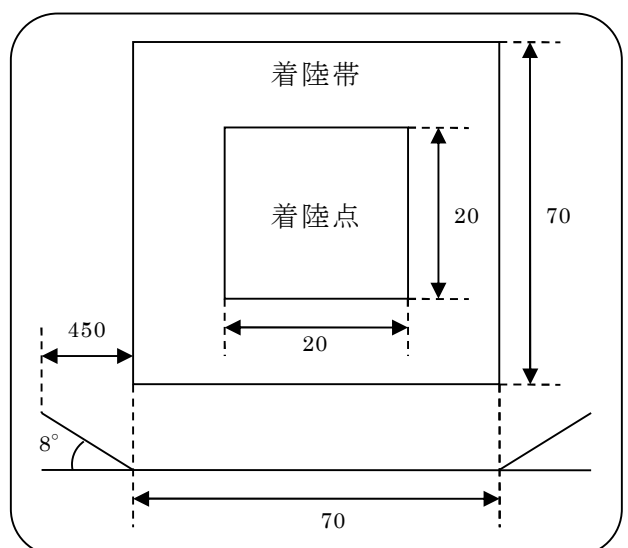
(c-2) 大型機 (UH-60J) の場合《応急》



(d-1) 大型機 (CH-47 及び V-107) の場合《標準》



(d-2) 大型機 (CH-47 及び V-107) の場合《応急》

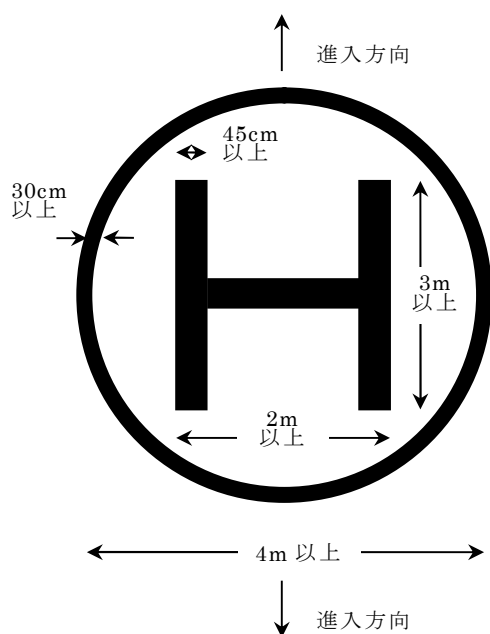


(単位 : m)

2 受入時の準備

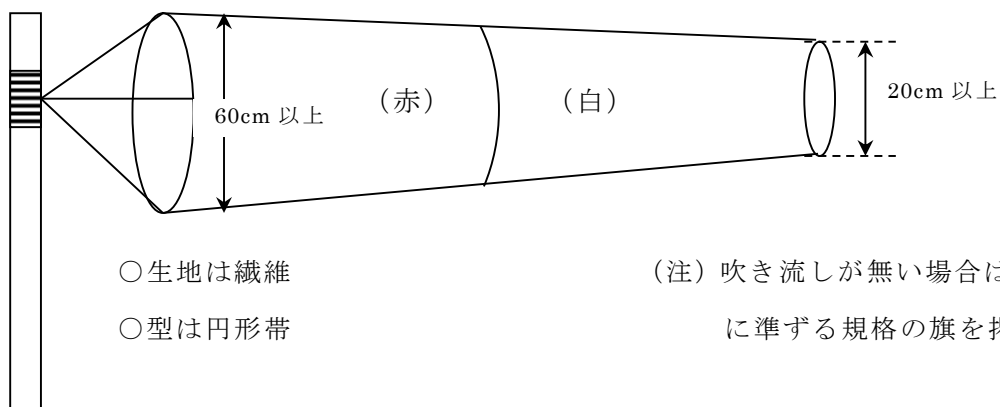
- (1) 着陸点には、**(H)** 記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
- (2) ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- (3) 砂塵が舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- (4) ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- (5) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- (6) 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

ア **(H)** 記号の基準



○石灰で標示、積雪時は墨汁、
絵具等で明瞭に標示。

ア 吹き流しの基準



(注) 吹き流しが無い場合は、吹き流し
に準ずる規格の旗を掲揚。

9 地震時における職員登庁の推計（職員非常参集訓練結果）

（１）2002年10月22日（火）実施訓練（地震想定）

ア 発令時間 午前5時46分発令（阪神・淡路大震災発生同時刻）

イ 対象人員 267 人

ウ 参集人員 262 人

エ 参集結果

経過時間	徒歩	自転車	単車	その他	合 計
30分以内	2	23	6	1	32 (12.2%)
30分超 1時間以内	7	90	13	16	126 (48.1%)
1時間超 1時間30分以内	8	45	7	13	73 (27.9%)
1時間30分超 2時間以内	2	15	3	5	25 (9.5%)
2時間超 2時間30分以内	2	3	0	1	6 (2.3%)
2時間30分超 3時間以内	0	0	0	0	0 (0%)
3時間超	0	0	0	0	0 (0%)
合 計	21	176	29	36	262 (100%)

（注）5人 の差は、病欠、出張等によるもの。

（２）2005年11月18日（金）実施訓練（地震想定）

ア 発令時間 午前5時30分発令

イ 対象人員 320 人

ウ 参集人員 302 人

エ 参集結果

経過時間	徒歩	自転車	単車	その他	合 計
30分以内	10	52	4	1	67 (22.2%)
30分超 1時間以内	7	103	10	12	132 (43.7%)
1時間超 1時間30分以内	5	51	6	10	72 (23.8%)
1時間30分超 2時間以内	4	11	0	10	25 (8.3%)
2時間超 2時間30分以内	2	1	0	2	5 (1.7%)
2時間30分超 3時間以内	0	0	0	0	0 (0%)
3時間超	0	1	0	0	1 (0.3%)
合 計	28	219	20	35	302 (100%)

（注）18人 の差は、病欠、出張等によるもの。

10 防災関係機関及び連絡窓口

[illegible]